

答申第 231 号
令和 6 年 7 月 19 日

神戸市長
久元 喜造 様

神戸市情報公開審査会
会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について
(答 申)

令和 6 年 5 月 1 日付神行総第 188 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「障害福祉サービスに関する給付費支給決定調書等」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費・計画相談支援給付費支給決定調書」他の一部を非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和5年9月8日受付で以下①に記載内容の公開請求（以下「本件請求1」という。）及び②に記載内容の公開請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

①本件請求1において公開を請求する公文書の内容

一．中央区保健福祉課3階で担当している障害福祉サービスに関して、〇〇という計画相談支援事業者が契約・支援していた障害者について、令和5年2月前後から数か月の間モニタリング期間を一時的にしろ1か月毎に短縮し、又は令和5年2月前後から数か月の間に臨時モニタリングを許容したケースがあったとして、モニタリング期間を短縮し、又は臨時モニタリングを許容した事実とその根拠を示す文書。そしてモニタリング期間を短縮し、又は臨時モニタリングを許容したことによって発生した追加費用の金額を示す文書。

二．中央区保健福祉課3階で担当している障害福祉サービスに関して、〇〇という計画相談支援事業者が契約・支援していた障害者について、令和4年11月頃に本体サービスである就労移行支援が本人の就職によって終了（付随的サービスである計画相談支援も同時に終了）したが、その終了時（月）に定時又は臨時にモニタリングが行われたケースがあったとして、定時又は臨時のモニタリングを許容した事実とその根拠を示す文書。そしてそのモニタリングを許容したことによって発生した費用の金額を示す文書。

②本件請求2において公開を請求する公文書の内容

一．中央区保健福祉課3階で担当している障害福祉サービスに関して、令和5年3月頃に、65歳を越えている申請者に対して就労継続支援（B型）を新規で支給決定したケースがあったとして、その事実とその根拠を示す文書（例示すれば、「決定調書」「セルフプラン」「決定通知（写）」「勘案事項整理票（このタイトルでなくとも支給決定の根幹となる決定理由を記したものを含む）」。そしてその支給決定以降令和5年8月末までに支出した費用の金額を示す文書。

二．中央区保健福祉課3階（中央区庁舎移転前だと1階）で担当している障害福祉サービスに関して、令和3・4年度に、就労継続支援（B型）を新規申請した

65歳を越えている申請者に対して却下決定したケースがあったとして、その事実とその根拠を示す文書（例示すれば、「決定調書」「セルフプラン」「決定通知（写）」「勘案事項整理票（このタイトルでなくとも支給決定の根幹となる決定理由を記したものを含む）」）。

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、令和5年10月20日付けで本件請求1に対して、「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費・計画相談支援給付費支給決定調書」他（以下「公文書1」という。）「神戸市計画相談支援マニュアル（抜粋）」を特定し、「公文書1」に記載されている特定個人の氏名、住所、生年月日、電話番号、同意署名欄等を条例第10条第1号アに該当するとして、また、同じく「公文書1」に記載されている手帳の内容、サービスの種類・区分、サービスの提供状況、利用者負担額の決定内容、相談内容、申請に係る具体的内容、家族状況、総合的な援助の方針、支援目標、達成時期、今後の課題・解決方法等を条例第10条柱書後段に該当するとして非公開とする部分公開決定（以下「本件処分1」という。）を行った。

また、本件請求2に対して、「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費・計画相談支援給付費支給決定調書」「障害福祉サービス支給申請に対する却下決定について」他（以下「公文書2」という。）及び「神戸市障害福祉サービスガイドライン（抜粋）」を特定し、「公文書2」に記載されている特定個人の氏名、住所、生年月日、電話番号、同意署名欄等を条例第10条第1号アに該当するとして、また、同じく「公文書2」に記載されている手帳の内容、サービスの種類・区分、サービスの提供状況、利用者負担額の決定内容、相談内容、申請に係る具体的内容、家族状況、その他申請者への聞き取りや勘案の詳細等を条例第10条柱書後段に該当するとして非公開とする部分公開決定（以下「本件処分2」という。）を行った。

(3) 請求人は、令和6年1月23日受付で、本件処分1及び本件処分2を対象として、
ア 対象となる公文書で隠されているものがあるのではないか。（「支給決定に関する文書」の中に「却下決定に関する文書」案件と比較を行い作成した文書（以下「比較を行い作成した文書」という。）が存在するのではないか。）
イ 部分公開の範囲が狭すぎる。理由の説明が納得できない。（個人の権利利益を害する部分かどうかを吟味して非公開部分を少なくしてほしい。）
として本件処分1及び本件処分2を変更する、との裁決を求める審査請求をした。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和6年1月23日受付の審査請求書、令和6年2月2日受付の補正書、令和6年3月11日受付の反論書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 対象となる公文書で隠されているものがあるのではないか。部分公開の範囲が狭すぎる。理由の説明が納得できない。

(2) 後記4（3）において、「比較を行い作成した文書は存在しない」と弁明されて

いますが、審査請求人はそのような文書が存在する（又はしていた）という情報に接しております。その文書は、前記2（3）ア中の「支給決定に関する文書」が決裁権者の決裁により公文書として完結した段階では添付されておらず、年度が変わり起案者の〇〇〇〇が他部署に異動して以降、何者かによって不法に付け加えられた文書だということです。

- (3) 後記4（3）における「比較を行い作成した文書」が存在する（又はしていた）ことには十分な根拠と理由があります。前記2（3）ア中の「支給決定に関する文書」に係る支給決定は、前記2（3）ア中の「却下決定に関する文書」に係る却下決定のわずか1年後に行われたものです。前例（先例）と異なる決定を行うのであれば、監査等のちの評価に備えてどこがどう異なるので異なる結論に至ったかを説明する文書が当然作られるべきです。
- (4) 後記4（4）における、条例第10条第1号柱書後段の「特定個人が識別されなくても、他の部分を公開することになれば、特定個人の権利利益を害すると認められるものについては、これを非公開とすべき旨、定められた」という記述は、そのように条例に書いてあるので争いはしません。しかし「特定個人の権利利益を害すると認められるもの」というのが具体的にどんなものなのかはどこにも明確に書かれていません。処分庁の自由裁量なのでしょうか。処分庁が開示したくなければそれが正しいとなるのでしょうか。
- (5) 後記4（4）の中で、「特定個人の権利利益を害すると認められるもの」を具体的に説明されている部分があります。「特定個人の障害や健康に関する機微な情報であり、当該利用者としては、これらの情報が社会に流通することについて、不快感や嫌悪感を抱くのが通常とみるのが相当と考えられる」という記述です。「特定個人の権利利益を害すると認められるもの」という抽象的な規定を具体化したのでしようが、その根拠が不明です。
- (6) 「機微な情報」を錦の御旗として、殆どの情報を非公開としたのは、市民の知る権利を無視・軽視したもので、処分庁の怠慢としか言いようがなく、公開・非公開について個々の文書の内容の詳細な吟味を今一度行い、公開部分を増やして再度決定すべきです。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和6年2月27日受付の弁明書、令和6年5月29日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であって、公にしないことが正当であるものとして、「特定個人の氏名、住所、生年月日、電話番号、同意署名欄等」を、条例第10条第1号アに該当するとして非公開決定した。
- (2) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報であるため、以下の情報を条例第10条第1号柱書

後段に該当するとして非公開決定した。

①本件処分1での非公開情報

手帳の内容、サービスの種類・区分、サービスの提供状況、利用者負担額の決定内容、相談内容、申請に係る具体的内容、家族状況、総合的な援助の方針、支援目標、達成時期、今後の課題・解決方法等

②本件処分2での非公開情報

手帳の内容、サービスの種類・区分、サービスの提供状況、利用者負担額の決定内容、相談内容、申請に係る具体的内容、家族状況、その他申請者への聞き取りや勘案の詳細等

(3) 請求人は「対象となる公文書で隠されているものがあるのではないか。」と主張するが、本件請求2について、審査請求書及び補正書に記載されたように比較を行い作成した文書は存在しない。

(4) 請求人は「部分公開の範囲が狭すぎる。理由の説明が納得できない。」と主張するが、本件請求1及び本件請求2について審査請求内容を慎重に吟味し、本件請求1に対しては、モニタリングを許容した事実とその根拠を示す文書を検索し、本件請求2は、請求内容に例示された文書名も参考にしながら、就労継続支援（B型）を新規で支給決定した事実とその根拠を示す文書・却下した事実とその根拠を示す文書を請求の趣旨に沿うよう検索した。

本件請求1及び本件請求2ともに、特定個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、「手帳の内容、サービスの種類・区分、サービスの提供状況、利用者負担額の決定内容、相談内容、申請に係る具体的内容、家族状況、総合的な援助の方針、支援目標、達成時期、今後の課題・解決方法、その他申請者への聞き取りや勘案の詳細等」をマスキングの上、部分公開決定を行った。これらの情報は、いずれも、特定個人の障害や健康に関する情報であり、当該利用者としては、これらの情報が社会に流通することについて、不快感や嫌悪感を抱くのが通常とみるのが相当と考えられる。

条例第10条第1号柱書後段は、特定個人が識別されなくても、他の部分を公開することになれば、特定個人の権利利益を害すると認められるものについては、これを非公開とすべき旨、定められたものである。

したがって、本件請求1及び本件請求2ともに、これらの情報は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるため、条例第10条第1号柱書後段に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

(5) 本件請求1及び本件請求2の請求内容に記載されているケースは、いずれも対象者が1人しか該当せず、個人を特定され得る内容の請求である。名指しの請求に極めて近いことを鑑みると、存否応答拒否を適用する方法も考えられたが、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報及び要配慮情報を非公開とすることで、個人の権利利益の侵害には至らないと考え、「公文書1」「公文書2」を特定したう

えで部分公開決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件請求について

審査会での検討を行うにあたり、本件請求1の一及び二、並びに本件請求2の一及び二について、いずれも対象文書が1ケースずつであることに関して、処分庁に確認したところ、本件請求1の一については、そもそも当該計画相談支援事業者と契約し、支援を受けている中央区内の障害者は数十名しか存在しておらず、そのうち、令和5年2月前後からモニタリング期間を1か月ごとに短縮したものは1名しか存在しないとのことであった。

また、本件請求1の二についても、当該事業者による就労移行支援を利用する者はさらに限定されるところ、令和4年11月頃、就職に伴い就労移行支援終了をしたものは1名に限られるとのことであった。

さらに、本件請求2に関しても、中央区内において、65歳以上の者で就労継続支援（B型）を受けているものは非常に限られるなか、令和5年3月頃に新規申請したものは1名であり、令和3年度及び4年度に新規申請を却下されたものも1名に限られるとのことであった。

そうすれば、本件請求については、特定個人に関する情報について、個人の氏名、生年月日等の個人情報には表記していないが、特定個人の障害福祉サービス支給関連文書が特定される程度に詳細な請求内容を公文書公開請求書に記載することにより、公開請求を行ったものと評価せざるを得ない。

(2) 存否応答拒否の可能性について

条例第12条第1項は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第10条各号に掲げる情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」とし、いわゆる「存否応答拒否」について規定している。この存否応答拒否は、公開請求に対する公文書の存否を示すこと自体が、ある事実を明らかにすることとなり、個人や法人等の保護されるべき正当な権利利益等が損なわれるおそれがある場合に適用される。具体的にいうと、公開請求書に記載された公開を請求する公文書の内容に、特定の個人名や法人名等と特定の事項など限定的な記載がなされており、それを前提として、非公開決定や不存在決定によって公文書の有無を応答することにより、条例第10条各号に該当する情報を公開することになる場合に、本条を適用するものである。

本件請求についてみると、請求内容に直接的に特定個人の氏名等を記載しているものではないが、特定個人の障害福祉サービス支給関連文書が特定される程度に詳細に記載されたものであることを鑑みれば、該当する公文書を特定するだけで、個人の権利利益が害される恐れがあり、処分庁においても、存否応答拒否の適用につ

いて検討を行ったとのことであった。

一方、存否応答拒否の安易な運用は、公文書公開請求権を侵害することになりかねないため、限定的な判断が求められる。

本件決定をみると、手帳の内容、サービスの種類・区分、サービスの提供状況などを非公開とするほか、その他申請時に確認する障害支援／程度区分認定の内容欄や減免申請欄などが空欄であってもその適用有無等が判明しないよう非公開とするなどして、個人の権利利益が害されることのないよう最大限配慮されていることが認められる。したがって、処分庁が存否応答拒否を行わなかったことは不合理とはいえず、本件においては、処分庁の行った原処分の妥当性について検討を行うこととする。

(3) 本件の争点について

処分庁は、「特定個人の氏名、住所、生年月日、電話番号、同意署名欄等」を、条例第10条第1号アに該当するとして、手帳の内容、サービスの種類・区分等の要配慮情報を、条例第10条第1号柱書後段に該当するとして非公開決定した。これに対し請求人は、部分公開の範囲が狭すぎるとして、公開部分を増やして再度決定すべきと主張している。

また、請求人は審査請求において、比較を行い作成した文書が存在するののではないかと主張しているが、処分庁はこれを否定している。

したがって、本件の争点は、本件非公開部分の条例第10条第1号ア及び同号柱書後段の該当性並びに比較を行い作成した文書の存否についてである。

(4) 条例第10条第1号（プライバシー情報）について

条例第10条第1号は、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であって、公にしないことが正当であると認められる場合（第1号ア）や、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる場合（第1号柱書後段）には、非公開とすることができる旨規定している。これは、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重するために、プライバシーを保護しようとするものであり、公文書公開によりプライバシー侵害が生じることのないように、個人に関する情報には最大限の配慮をすることが求められている。

(5) 「公文書1」「公文書2」における非公開情報の条例第10条第1号の該当性について

審査会が、「公文書1」「公文書2」を見分したところ、①特定個人の氏名、②住所、③生年月日、④電話番号、⑤同意署名欄、⑥手帳の内容、⑦サービスの種類・区分、⑧サービスの提供状況、⑨利用者負担額の決定内容、⑩相談内容、⑪申請に係る具体的内容、⑫家族状況、⑬総合的な援助の方針、⑭支援目標、⑮達成時期、⑯今後の課題・解決方法、⑰その他申請者への聞き取りや勘案の詳細を非公開としていることが認められる。

処分庁の主張によれば、これらの情報は、特定の個人が識別される情報、あるいは

は特定個人の障害や健康に関する要配慮情報であり、特定の個人が識別されなくとも公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると考えられるため、条例第 10 条第 1 号ア及び同号柱書後段に該当するとして非公開としたとのことであった。

これらの非公開情報のうち、①～⑤については、特定の個人が識別され若しくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められるため、条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、⑥～⑰については、障害福祉サービスを受給する際に申請書類等に記載されている特定個人に関する障害や健康状態、生活状況、家族状況、世帯の経済状況に関する詳細な情報であることが認められる。審査請求人は、機微な情報の定義について、抽象度の高低によってその該当性を判断すべきと主張しているが、「公文書 1」及び「公文書 2」に記載されているこれらの情報については、たとえ、特定の個人が識別されないとしても、社会に流通することについて、不快感や嫌悪感を抱くものと解することが、社会通念上、相当と考えられる。したがって、これらの情報は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるため、条例第 10 条第 1 号柱書後段に該当し、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

(6) 「比較を行い作成した文書」の存否について

請求人は当該文書が存在する（又はしていた）という情報に接しており、存在する根拠及び理由として、1 年前に行われた前例と異なる決定を行うのであれば、監査等のちの評価に備えるため、異なる結論に至った理由を説明する文書が当然作られるべきと主張している。

それに対し処分庁は、悉皆調査を行ったが当該文書は存在しないと主張している。

当該文書は、65 歳を超える申請者による就労継続支援（B 型）サービス新規申請において支給決定あるいは却下決定したケースを比較する文書ということであるが、処分庁によると、障害者の年齢、状況、置かれている環境も異なるので、通常、比較決定して支給や却下の判断をするものではないとのことであった。

処分庁の説明に不合理な点は認められず、事情聴取においても当該文書の存在を窺わせる事実も確認できなかったことから、処分庁が当該文書を対象文書に特定せず行った部分公開決定は妥当である。

(7) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和6年1月23日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和6年2月2日	—	* 請求人から補正書を受理
令和6年2月27日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和6年3月11日	—	* 請求人から反論書を受理
令和6年3月26日	—	* 処分庁から上申書を受理
令和6年5月1日	—	* 諮問書を受理
令和6年5月29日	第 366 回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和6年6月25日	第 367 回審査会	* 審議